

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について …… 2

令和6年2月14日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年2月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	ジェイアールバス関東株式会社 (法人番号: 1011001029621) 代表者 小嶋 隆一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区塩浜2-18-13 (鹿嶋支店営業所) 茨城県鹿嶋市宮下4-7-9
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	道路運送車両法第58条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年8月30日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年2月14日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年2月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	軽井沢バス株式会社（法人番号：6100001008753） 代表者 小池 徹
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 長野県上田市常田2-29-13 (東京営業所) 東京都江戸川区南葛西3-4-13-201
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和5年10月19日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)